

インターネット申込みの場合は受験申込書等の必要書類（以下、「受験案内等」という。）の請求は不要です。インターネット申込みの詳細については <https://www.sharosi-siken.or.jp/application/internet/> をご参照ください。

受験案内等の請求方法について（郵送のみ）

I. 請求方法

郵送申込みの場合、受験案内等を入手する必要があります。請求にあたっては、返信用封筒を作成し、試験センターまで郵送してください。なお、試験センター及び都道府県社会保険労務士会窓口での配布は行っておりません。ご了承のうえ、期日に余裕をもって郵送でご請求くださいますようお願いいたします。

また、電話・FAXによる請求はできません。FAXによる請求には回答いたしませんので、ご注意ください。

II. 請求受付期間

令和6年3月1日（金）～5月31日（金）【5月10日（金）までの請求を推奨します】

III. 発送時期

令和6年4月中旬（官報公示日）～5月31日（金）

※ 受験案内請求から、受験案内がお手元に届くまで2週間程度かかる場合がございます。お早めにご請求ください。

※ 試験申込締切日（5月31日）前後に到着したのものについても発送しますが、試験申込み間に合わない場合の責任は負いませんのでご了承ください。

IV. 請求方法の詳細

(1) 準備するもの

ア. 往信用封筒（長形3号：縦235mm×横120mm）

イ. 返信用封筒（角形2号：縦332mm×横240mm＝A4判が折らずに入る大きさ）

ウ. 切手（往信用：84円、返信用：140円）

※ ご用意いただいた封筒のサイズ（重量）等によっては、往信に係る郵便料金が記載額を超える場合があります。

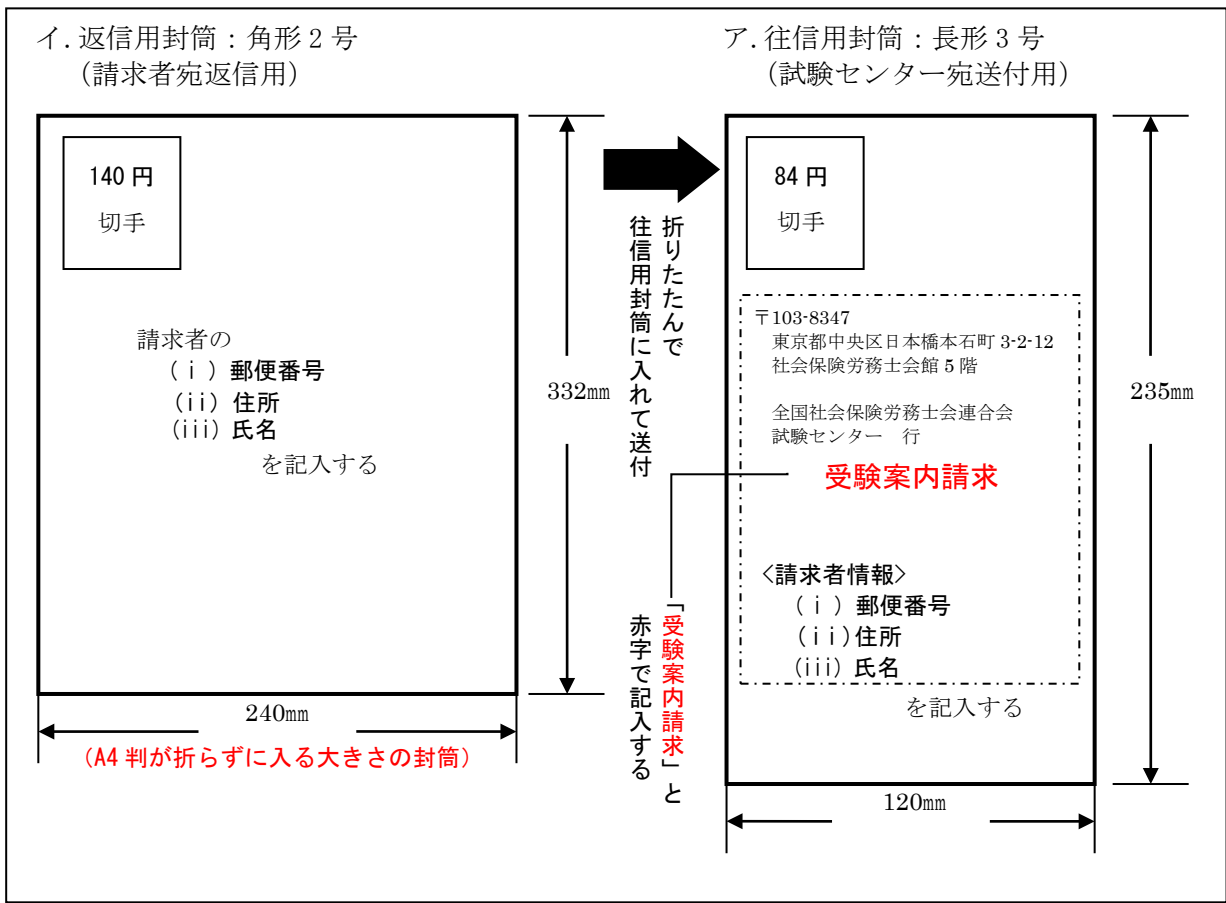
(2) 郵送による請求の手順

① 「ア. 往信用封筒」に「ウ. 切手」の84円分を貼付して、宛先（試験センター）並びに請求者の(i) 郵便番号、(ii) 住所、(iii) 氏名を記入する。また、表面に「受験案内 請求」と赤い文字で記入する。

② 「イ. 返信用封筒」に「ウ. 切手」の140円分を貼付して、請求者の(i) 郵便番号、(ii) 住所、(iii) 氏名を記入する。

③ 手順②で用意した「イ. 返信用封筒」を折りたたみ、手順①で用意した往信用封筒に入れて、送付（投函）する。

<郵送による請求：図示>



〒103-8347
東京都中央区日本橋本石町 3-2-12
社会保険労務士会館 5 階

全国社会保険労務士会連合会
試験センター 行

受験案内請求

<請求者情報>

郵便番号 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

切り取り

往信用封筒の宛名に切り取って
お使いください

(3) 請求時の注意

- ① 請求先は下記試験センターです。
〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 5 階
全国社会保険労務士会連合会 試験センター
- ② 送付する受験案内等は、請求者 1 人につき 1 セットです。
- ③ 受験案内等は無料ですが、入手にかかる郵便料金(速達希望の場合の速達料金)は、請求者の自己負担です。
- ④ 速達郵便を希望する場合は、郵便料金(84 円・140 円切手)に加え、速達料金 260 円分(往復の場合は、それぞれ 1 枚)の切手を貼付し、封筒表面に「速達」と朱書きしてください(速達料金の切手を貼付しても、「速達」の朱書きをしないと、速達扱いとなりません)。
- ⑤ 「書留」の取扱いはいたしません。
- ⑥ 次の(i)～(v)の場合は受験案内等を送達できない場合がありますので、ご注意ください。
 - (i) 往信用封筒の表面に「受験案内請求」と朱書きされていないもの
 - (ii) 返信用封筒が同封されていないもの
 - (iii) 所定料金の切手を貼付していないもの(料金不足を含む)
 - (iv) 返信用封筒に請求者の宛名が記載されていないもの。また、請求者の誤記入により宛名が正しくない・判読しにくいもの
 - (v) 返信用封筒の大きさが角形 2 号(A4 判)より小さいもの
- ⑦ 郵便事情により配達に時間がかかる場合があります。また、誤配等の郵便事故に備え、日程に余裕を持って請求してください。

「特別の措置」を申請する予定の方へ

特別の措置の「申請書」は、社会保険労務士試験オフィシャルサイトからダウンロードできますが、受験案内の請求と併せて「申請書」の送付を希望する場合は、受験案内の請求封筒に「特別措置申請書の同封希望」の旨を記載した送付状を添えてください。また、返信用封筒には「210 円」分の切手を貼付してください。

※特別の措置とは：身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる方は、受験の申込と併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができます。

V. 受験案内等の入手後について

1. 受験案内等を入手した際の確認事項

入手した受験案内等に下記の書類 5 点が揃っているか、確認してください。

- ① 受験案内
- ② 受験申込書
- ③ 受験手数料払込用紙
- ④ 実務経験証明書用紙
- ⑤ 受験申込用封筒

2. 試験の申込みについて

受験案内を参照のうえ、必要書類を全て揃えて郵便局の郵便窓口(有人窓口)から「簡易書留郵便」で試験センターへ郵送してください(5月31日消印有効)。

※ 試験センター窓口での申込受付は、行っておりません。